

令和3年度第8回国立大学法人旭川医科大学学長選考会議 議事要旨

1. 日 時： 令和3年8月2日（月） 14時04分～16時27分
2. 場 所： 本部管理棟2階 第一会議室（Zoom参加併用）
3. 参加者： 原田 直彦委員，房川 樹芳委員（Zoom参加），白井 恵理子委員，研谷 智委員，
三好 暢博委員，西川 祐司委員，松本 成史委員，奥村 利勝委員，
川辺 淳一委員，高野 一夫委員
4. 欠席者： 表 憲章委員

議事に先立ち、令和3年度第6回学長選考会議及び令和3年度第7回学長選考会議の議事要旨が諮られ、原案のとおり了承された。

議題1. 国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部改正について

西川議長から、本件について発議があった後、資料に基づき改正案の説明があった。

その後、審議の結果、改正案を一部修正のうえ、国立大学法人旭川医科大学学長選考規程を改正することが了承された。

また、文言等の軽微な修正等が生じた場合には、議長に一任することが併せて了承された。

（主な改正内容は以下のとおり。）

1. 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。
2. 学長が辞任又は欠員となった場合の後任の学長の任期については、その就任の日から3年を経過した日以後における最初の6月30日までとし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とする。
3. 学長の任期を変更しようとするときは、学長選考会議は意向聴取対象者の過半数の同意を得なければならない。
4. 学長候補者が複数の場合には投票により意向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

議題2. 学長候補者推薦基準の策定について

西川議長から、本件について前回に引き続き審議願いたい旨が述べられ、審議の結果、これまでの学長候補者推薦基準を見直し、「教職員、学生、その他のステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮し、本学のガバナンスを立て直す意欲を持った人」、「大学運営の責任者として、経営の透明性を高め、本学に期待される社会的役割を着実に果たすことができる人」等を推薦基準とすることが決定された。

議題3. 学長候補者推薦通知文及び公示文の作成について

議題4. 学長候補者の推薦資格者名簿の作成について

議題5. 学長候補者推薦書の配付、受理及び管理について

8月12日(木)予定の公示に向けて、議長の責任の下で、公示文の作成等を事務局で作業を進めることとした。

議題6. その他

西川議長から、本会議の議事概要を会議終了後に本学ホームページに掲載することについて提案があり、これが了承された。

なお、文言等については議長に一任することが併せて了承された。

以上